年 月 日

世田谷区世田谷保健所長あて

開設者

検査結果届出書

世田谷区医療法施行細則第14条第3項の規定により、自ら行った検査の結果を届け出ます。

記

1	検査実施者職・氏名			
2	検査実施年月日	年	月 日	
3	許可書又は一部変更許可書			
	(届出書)の年月日及び番号			
4	検査実施項目及び検査結果		図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
			図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
			図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
			図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
			図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
			図面照合	適合・不適合
			掲示事項	済 ・未 済
			添付書類	済・未済・不要
5	備考			

(注意事項)

1 この届出書は、医療法第27条の検査について、自主検査(検査の対象とする構造設備について、申請者自身が行った検査の結果の届出書を検査する方法による検査)を希望する場合に、使用許可申請書(第21号様式又は第22号様式)に添付してください。 なお、自主検査によることができる項目については、軽微な変更等の場合に限られていますので、事前に確認をお願いします。

(例 病室、手術室又は診療放射線に関する構造設備の変更の場合は不可)

また、1の使用許可申請書に係る変更項目のうち、一部のみを自主検査によることはできません。

2 「 4 検査実施項目及び検査結果」欄には、変更する構造設備ごとに記載してください。

当該欄に掲げた各構造設備について、以下の要件を満たす必要があります。

現状が、使用許可申請書(第22号様式)に添付した図面と相違ないこと。

- 1 室の使用目的を変更等する場合に、各室の用途表示を行っていること。
 - (世田谷区医療法施行細則第13条)
- 2 院内掲示事項としての「建物の内部に関する案内」に変更を要する場合に、訂正が行われていること。

(医療法第14条の2、医療法施行規則第9条の3・第9条の4)

- 3 使用室の構造変更を伴わずにエックス線装置以外の放射線装置のみを変更・追加する場合には、標識類(管理区域・使用中表示・患者注意事項・従事者注意事項)が整備されていること。

使用許可申請書に係る変更項目で、別途許可等を受けているものについては、 内容を確認できる書面を添付してください。

- ア 建築基準法による検査済証又は確認通知書の副本
- イ 消防法による検査結果通知書又は消防設備等設置届出書
- ウ 医療ガスの保守点検結果報告書
- 工 放射線漏洩線量当量測定結果報告書
- オ MRI高周波利用設備の許可

の項目が満たされている場合には「図面照合」欄の「適合」を、それ以外の場合には「不適合」を、 の項目が満たされている場合には「掲示事項」欄の「済」を、それ以外の場合には「未済」を、 の書類を添付している場合には「添付書類」欄の「済」を、添付していない場合には「未済」を、添付する必要がない場合には「不要」をそれぞれ で囲んでください。

「不適合」、「未済」を で囲んだ場合には、その理由等を「5 備考」欄に記入してください。

なお、記載欄が不足する場合は、複数頁にわたって記入してください。

- 3 病室内病床数の減少等や開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合については、「5 備考」欄に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した」と記載してください。
- 4 使用許可証を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合には、同法第24条による施設の使用制限命令等を受けることになります。検査は、慎重に実施してください。